

論点メモ（下請法（公正取引委員会・中小企業庁））

- ・下請法に基づく「下請事業者との取引に関する調査」については、毎年調査が実施されるが、回答作業が煩雑であるとの意見が寄せられている。

- (1) 本調査は下請代金支払遅延等防止法第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下請法違反のおそれのある行為につき情報収集する観点から実施されるものと承知しているが、「下請事業者との取引に関する調査」及び「親事業者との取引に関する調査」につき、それぞれどの程度の事業者を対象に実施しているのか。また、調査の結果はどのように活用され、具体的にどの程度の成果につながっているのか。
- (2) 公正取引委員会と経済産業省（中小企業庁）で類似の調査を実施しているが、調査対象は重複していないと理解してよいか。重複していないとしても、類似の調査が年ごと、事業者ごとに異なる省庁から来るのは事業者にとっても無用の負担感を感じると思われるところ、調査の一本化はできないのか。

（オンライン提出について）

- (3) 公正取引委員会ウェブサイトによると、オンライン提出が平成21年度末をもって終了した旨が記されている一方、「公正取引委員会デジタル・ガバメント中長期計画」（2018年6月21日公正取引委員会情報推進化委員会決定）では、「…まずは、調査対象事業者等からの文書の提出を受ける手続について、利用者利便の向上及び公正取引委員会内における業務効率化の観点から、2019年度におけるオンライン化に向けて検討を行う。」とされている。本調査についてもオンライン化の検討対象と理解してよいか。また、オンライン化実現はいつごろか。中小企業庁のオンラインシステム（後述）の利用は考えられないのか。

中小企業庁における同趣旨の調査では、オンライン提出は可能となっているのか。オンライン回答率はどの程度か。次年度以降、「法人共通認証基盤」によるログインは可能となるのか。

（事業者名簿の作成について）

- (4) 調査への回答は、「回答用紙」のほか、「下請事業者名簿」を作成し提出することとなっているが、回答内容は下請事業者名、住所、電話番号といった基礎情報のほかは、「下請事業者への委託業務」であり、毎年頻繁に変更があるものとも見込まれない。こういったことを考えると、例えば、自社情報と同様に、前年度回答をプレプリントの上、変更点のみ加除修正してもらうような方法は考えられないか。

(回答内容の簡素化等について)

- (5) また、なんらかの意図により毎年作成・回答する必要があったとしても、「下請事業者名」のほか「資本金」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「下請事業者への委託業務」などを記載することとなっている。①「郵便番号」「所在地」「電話番号」といった情報は、必要不可欠な情報なのか。法人番号の利用などにより、記入負担の軽減を図ることはできないのか。②また、回答のために取引先の「資本金」を調べることは事業者にとって過剰な負担ではないか。少なくとも下請事業者に該当するか否か（回答社の資本金により3億円以下、1000万円以下、など）のみ回答すれば足りるのではないか。
- (6) 調査対象期間につき、前年6月から当年5月とされているが、こういった趣旨でかかる期間が設定されているのか。例えば、各企業が採用する直近の事業年度単位で回答するような形では足りないのか。
- (7) 設問項目について、毎年若干の見直しが行われているようだが、前年度からの変更点につき、FAQで追加の趣旨を明示するなど、事業者が極力負担を感じることなく回答できるよう、工夫すべきではないか。